

議案第 6 3 号

向日市健康増進センター条例の一部改正について

向日市健康増進センター条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

### 向日市健康増進センター条例の一部を改正する条例

向日市健康増進センター条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲げる額」の次に「に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額」を加える。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

#### 別表（第16条関係）

##### 向日市健康増進センター基本額

利用区分		単位	向日市民等	左以外の者
個人	都度利用	1回当たり	926円	1,203円
	定期利用	1か月当たり	6,019円	7,824円
法人利用		年間基本額 (1口60回分)	46,296円	60,184円
		上記60回分について1回当たり463円		

別表備考中第4項を次のように改める。

- 4 「向日市民等」とは、本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び市内に事務所を有する法人又は団体をいう。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

向日健康増進センター条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																																												
<p>(利用料金)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>別表（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">向日市健康増進センター基本額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単位</th> <th>向日市民等</th> <th>左以外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>都度利用</td> <td>1回当たり</td> <td>926円</td> <td>1,203円</td> </tr> <tr> <td>定期利用</td> <td>1か月当たり</td> <td>6,019円</td> <td>7,824円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人利用</td> <td>年間基本額</td> <td>46,296円</td> <td>60,184円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1口60回分)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記60回分について1回当たり463円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	単位	向日市民等	左以外の者	個人	都度利用	1回当たり	926円	1,203円	定期利用	1か月当たり	6,019円	7,824円	法人利用	年間基本額	46,296円	60,184円	(1口60回分)				上記60回分について1回当たり463円				<p>(利用料金)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額_____の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">向日市健康増進センター利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>都度利用</td> <td>1回当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>定期利用</td> <td>1か月当たり</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人利用</td> <td>年間基本額</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1口60回分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記60回分について1回当たり500円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	単位	金額	個人	都度利用	1回当たり	1,000円	定期利用	1か月当たり	6,500円	法人利用	年間基本額	50,000円	(1口60回分)			上記60回分について1回当たり500円		
利用区分	単位	向日市民等	左以外の者																																										
個人	都度利用	1回当たり	926円	1,203円																																									
	定期利用	1か月当たり	6,019円	7,824円																																									
法人利用	年間基本額	46,296円	60,184円																																										
	(1口60回分)																																												
上記60回分について1回当たり463円																																													
利用区分	単位	金額																																											
個人	都度利用	1回当たり	1,000円																																										
	定期利用	1か月当たり	6,500円																																										
法人利用	年間基本額	50,000円																																											
	(1口60回分)																																												
上記60回分について1回当たり500円																																													
<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「向日市民等」とは、本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び市内に事務所を有する法人又は団体をいう。</p>	<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 上表の利用料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含むものとする。</p>																																												